

## 個人版・民事再生「小規模個人再生」

最近の経済不況のなか、破産型ではなく、債務者を再生させる道を与える再建型の法整備が急がれていました。すでに施行されていた民事再生法による再生手続では、個人の債務者には利用しづらい面が多かったため、今回新たに制定されたのが小規模個人再生に関する特則と給与所得者等再生に関する特則です。

本手続は、申立から1カ月以内に開始または棄却決定が出され、債務者が4カ月以内に再生計画案を出せば、6カ月を目安に認可または不認可の決定が出されます。もし、住宅ローンがあれば、別枠として再生計画案に特別条項を付加して、住宅を手放さずに住むことができるものです。尚、本法は、2001年4月1日からの施行です。

### 小規模個人再生に関する特則

#### 資格要件

小規模個人再生の要件

1. 個人の債務者
2. 継続的または反復的収入の見込みがある
3. 負債総額が5,000万円以下
4. 最低弁済の条件を満たす
5. 債権者の半数の同意を得る見込みがある

負債額(基準債権の額)	最低弁済基準額
100万円未満	その金額
100万円以上500万円以下	100万円
500万円を越え1,500万円以下	その金額の1/5
1,500万円を越え5,000万円以下	300万円

1・2については、個人であれば給与所得者に限らず、特に職業に制限はありません。例えば、年金受給者でも問題ありません。

3.については、住宅ローンといった別除権の行使で弁済を受けられる額(つまり、担保権の実行で回収が見込まれる額)は除きます。

4.については、次のように原則として3年以内、特別の事情があれば、5年以内に弁済します。

5.について、債権者の半数とは、債権者の総数の 1/2、かつ負債総額の 1/2 ということです。

事例で示すと、次のようになります。

- 例1. 負債額が 50 万円であれば、50 万円を原則として 3 年で弁済
- 例2. 負債額が 200 万円であれば、100 万円を原則として 3 年で弁済
- 例3. 負債額が 1,000 万円であれば、200 万円を原則として 3 年で弁済

## 手続の流れ

1. 債務者 小規模個人再生の申立
2. 裁判所 開始決定
3. 債権者、債務者 債権の届出・異議の申出
4. 裁判所 債権の評価
5. 債務者 財産目録の作成・提出
6. 債務者 再生計画案の作成・提出
7. 債権者 書面決議
8. 裁判所 再生計画案の認可
9. 債務者 再生計画の実行

### 1. 申立書の提出と費用

利用者は、支払不能を生じるおそれがあるときは、住所地の地方裁判所に小規模個人再生手続開始の申立ができます。その際、債権者一覧表の提出が必要です。

費用＝収入印紙 1 万円＋郵券 80 円×債権者数

予納金＝約 1～2 万円

その他、司法書士に依頼すれば、およそ 15～30 万円、弁護士に依頼すれば、およそ 30～60 万円必要になります。

個人再生も自己破産の項で説明したように、弁護士費用や司法書士費用の捻出ができない者には、法律扶助制度が利用できます。

### 2. 開始決定

裁判所は、小規模個人再生の要件が備わっていれば、手続を開始します。開始決定が出れば、債権者は、債務者に対して直接の取り立てや差し押さえ等ができなくなります。債務者は、再生計画案に沿って弁済していけばよい、ということになります。

### 3. 債権の届出・異議の申し出

#### 4. 債権の評価

裁判所は、債権者一覧表に記載された債権者に対して通知をします。債権者は、債権者一覧表に記載された金額(例えば 300 万円)に異議がある場合は、自らが正しいと考える金額(例えば 400 万円)で債権の届出を行う必要があります。異議のない債権者は、何もする必要はありません。

債務者は、債権者からの異議に対して更に異議を述べることができます。ただ、この異議を述べることができるのは、債権者一覧表に将来異議を述べることがある、というように異議を留保する旨の記載をしておいた場合に限られます。

債務者からの異議に対して、債権者は裁判所に対して債権の評価の申立を行います。この場合、裁判所が個人再生委員を選任し、金額を確定させます。債権者がこの申立をしない場合は、債務者の主張どおりで確定します。

#### 5. 財産目録の作成・提出

以上の手続で、債務者の負債が確定します。債務者は、自分がどのような財産を所有しているか、その評価額はいくらかを調査し、財産目録を作成して裁判所に提出しなければなりません。

#### 6. 再生計画案の作成・提出

以上の手続で、債務者のプラスの財産とマイナスの財産が確定しました。ここで、負債をどのように弁済してゆくかの再生計画案を作成して裁判所に提出しなければなりません。

つまり、1,000 万円の負債がある人が、800 万円は切り捨て、200 万円を、原則 3 年で弁済していくことを認めるものです。そのため、債権者へ重大な影響を与えるので、次のような要件が必要です。

弁済期は、3 カ月に 1 回以上到来する分割弁済とすることとし、他の要件については、小規模個人再生の資格要件を参照ください。

#### 7. 債権者の書面決議

本手続きは、給与所得者再生の場合と異なり、裁判所が債務者の再生計画案に対して債権者に賛成か反対かの決議を書面で求めます。

可決要件は、次のとおりです。

- ア. 反対の債権者数が、総債権者数の半数に満たないこと
- イ. 反対の債権額が、総債権額の 1/2 を越えないこと

例えば、債権者 A(債権額 100 万円)、債権者 B(債権額 200 万円)、債権者 C(債権額 300 万円)、債権者 D(債権額 1,400 万円)という場合、債権者数は 4 名、債権総額は 2,000 万円となります。債権者数に 2 名、債権額にして 1,000 万円以上の反対があれば、再生計画案が否決されてしまいます。

## 8. 再生計画案の認可

再生計画案が債権者の決議によって可決され、更に裁判所による認可決定を得て確定して、はじめて効力を生じます。

## 9. 再生計画の実行

以上の再生計画の認可決定の確定により当然手続は終結し、裁判所の関与も終わります。債務者再生計画案による弁済の始まりです。ただし、その後の事情により再生計画の変更、免責、取消がなされることがあります。

### 1. 再生計画の変更

債務者は、再生計画の認可決定後、やむをえない事由により弁済してゆくことが著しく困難になったときは、再生債務の最終期限から 2 年を越えない範囲で弁済期限を延長できます。ただ、この場合も債権者の書面決議が必要です。

### 2. ハードシップ免責

債務者の責に帰することのできない事由で、弁済してゆくことが極めて困難かつ再生計画の変更も極めて困難となったとき、既に 3/4 以上の弁済を終えている場合、免責の決定を得ることが破産による配当となる時は、免責の申立ができます。裁判所で免責決定が確定すると、残りの債務は弁済を免れます。

### 3. 再生計画の取り消し

債務者が弁済を怠る等、一定の事由に該当すると再生計画が取り消されます。